

# 公共事業予定地の使用について

平成24年10月23日用地第392号  
県土整備部長通知

公共事業予定地の適切な管理については平成24年9月27日付け道街第181号により通知したところですが、沿道地権者の通行等のために安全対策を実施しない公共事業予定地については、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

## 記

### 1 道路事業

#### (1) 道路予定区域内

道路法第32条第1項により「占用許可」とし、その占用料は埼玉県道路占用料徴収条例第4条第6号により「免除」とする。

#### (2) 道路予定区域外の場合

道路予定区域に指定の上、(1)による。

### 2 河川事業

#### (1) 河川予定区域内

河川法第24条により「占用許可」とし、その占用料は埼玉県流水占用料等徴収条例第3条第2項により「免除」とする。

#### (2) 河川予定区域外

国有財産法第18条第6項により「使用許可」とし、その使用料は平成13年2月6日付け通達用地第1009号中央省庁再編に伴う埼玉県建設省所管公共用財産使用料徴収条例第4条の規定による使用料の減免及び第6条の規定による還付の取扱いについて(通達)別表2、11号により「免除」とする。